

(令和 2 年度第 3 回沖縄県環境影響評価審査会資料)

- 那覇空港滑走路増設事業に係る事後調査報告書
 - (1) 事業概要 1
 - (2) 環境影響評価の手続の状況 4

- 県道平和の道線（仮称）整備事業に係る事後調査報告書
 - (1) 事業概要 6
 - (2) 環境影響評価の手続の状況 9

那覇空港滑走路増設事業の概要

- 1 法対象事業の名称** 那覇空港滑走路増設事業
- 2 法対象事業者** 《埋立事業》
内閣府沖縄総合事務局(代表者 内閣府沖縄総合事務局長 吉住 啓作)
- 《飛行場事業》
国土交通省大阪航空局(代表者 国土交通省大阪航空局長 梅野 修一)

3 法対象事業実施区域

- 《飛行場事業》 那覇市字大嶺
那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面
- 《埋立事業》 那覇市字大嶺及び豊見城市字瀬長地先公有水面

4 法対象事業の目的

那覇空港は、沖縄の玄関口として国内外各地を結ぶ拠点空港であるとともに、県内離島と沖縄本島を結ぶハブ空港として重要な役割を果たしており、沖縄県のリーディング産業である観光・リゾート産業をはじめとして、様々な経済活動や県民生活を支える重要な社会基盤である。

那覇空港は、平成23年度時点で、滑走路1本の空港としては国内で2番目に利用度が高く、この状況を国内の主要空港と比較すると、旅客数は5位、貨物取扱量は4位(国際貨物取扱量では3位)である。これに伴い、夏休みや春休みにあたる観光シーズンのピーク時を中心に増便がなされているが、希望する便の予約が取れないなどの状況が生じている。

このため、本事業は、将来の需要に適切に対応するとともに、沖縄県の持続的振興発展に寄与するため、また、将来にわたり国内外航空ネットワークにおける拠点性を発揮しよう、那覇空港の沖合に2本目の滑走路を新設するものである。

5 法対象事業の概要

(1) 法対象事業の種類

- ・滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更
- ・公有水面の埋立

(2) 法対象事業の規模

《飛行場事業》 滑走路長：2,700m(幅：60m)

《埋立事業》 埋立面積：約160 ha

※両事業種ともに法対象事業(第一種事業)

※空港区分は国管理空港(空港法第4条第1項第6号。旧第二種空港に該当)

6 経緯

(1) 建設位置選定の経緯

ア 沖縄県企画開発部により、那覇空港沖合展開事業、与根漁港の整備事業、また、瀬長島や那覇市の市街化調整区域に係わる開発計画が検討されており、那覇空港周辺地域の環境状況を把握する必要があるとして、「那覇空港周辺地域現況調査」が平成13年度に

実施されている。当該調査の中で、那覇空港沖合展開事業については、4案が検討された。

イ その後、沖縄県企画開発部、沖縄総合事務局開発建設部、国土交通省大阪航空局の3者により那覇空港調査連絡調整会議が設置され、平成17年度よりPI(パブリックインボルブメント)が行われた。

ウ 平成20年に構想段階に係るPIが行われ、現滑走路より1,310m離れた案と、850m離れた案が示された。PIの結果、1,310m離れた案について肯定的な意見が多数を占めたことから、平成21年3月27日の那覇空港構想・施設計画検討協議会において、1,310m案が妥当であるとして、位置が決定された。

(2) 環境影響評価の手続きの経緯

○方法書手続

平成22年 7月29日 方法書の県への送付
12月27日 方法書に対する知事意見

○準備書手続

平成24年 9月27日 準備書の県への送付
平成25年 3月 8日 準備書に対する知事意見

○評価書手続

平成25年 6月26日 評価書を国土交通省、沖縄県、那覇港管理組合へ送付
8月 9日 評価書(飛行場事業)についての国土交通省大臣意見
8月29日 評価書(埋立事業)についての沖縄県知事及び那覇港管理組合管理者意見

平成25年 9月19日 補正評価書の県への送付
9月20日 補正評価書の公告・縦覧(～10月21日)
平成26年 2月24日 工事着手届出書の送付

○事後調査報告書手続

【工事中】

(1年目)

平成27年 7月17日 平成26年度事後調査報告書の県への送付
7月30日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問
11月 2日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申
11月17日 環境保全措置要求の提出

(2年目)

平成28年 9月14日 平成27年度事後調査報告書の県への送付
11月17日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問
平成29年 2月 8日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申
2月20日 環境保全措置要求の提出

(3年目)

平成29年 10月23日 平成28年度事後調査報告書の県への送付
11月17日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問
平成30年 5月31日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申
6月8日 環境保全措置要求の提出

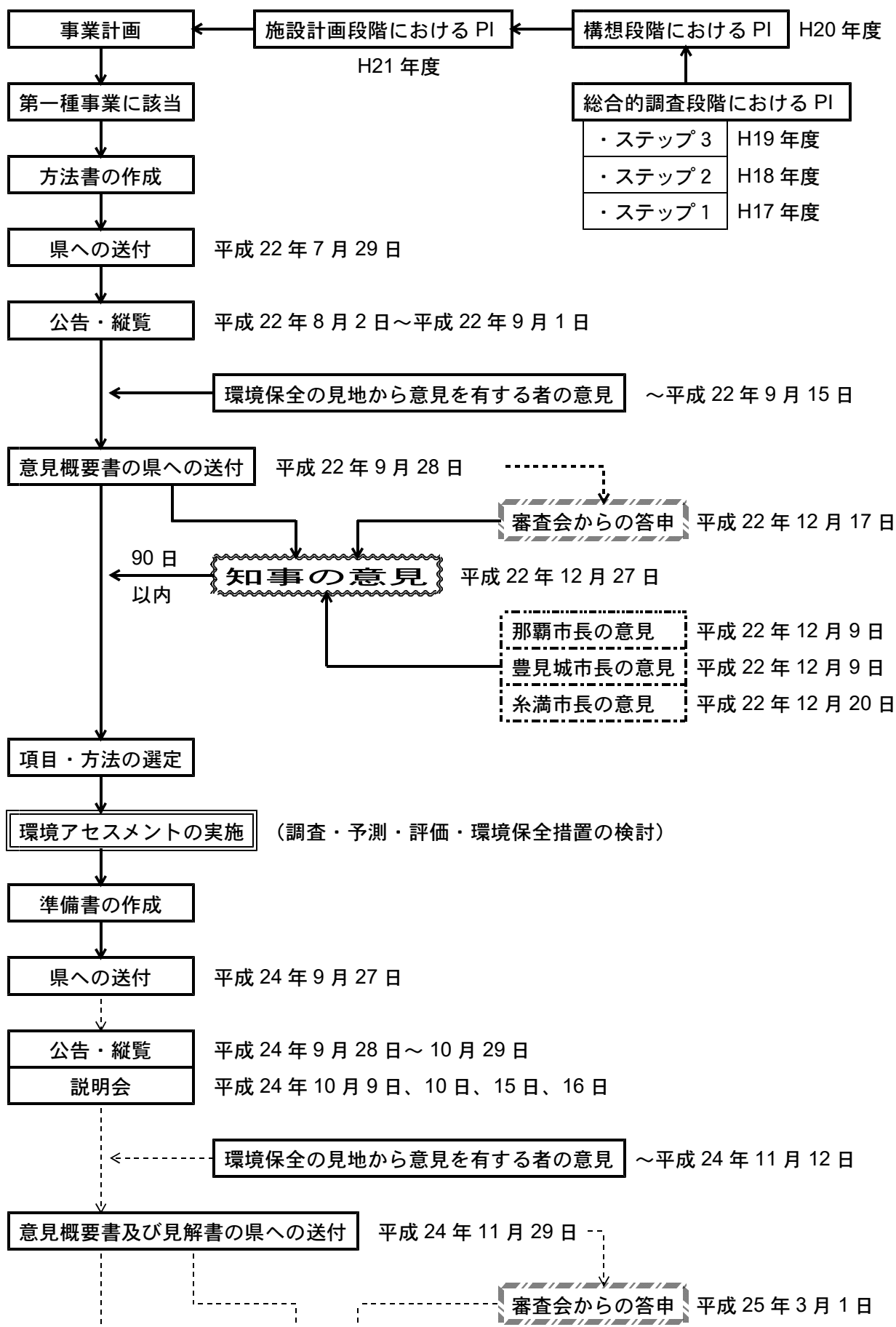
(4年目)

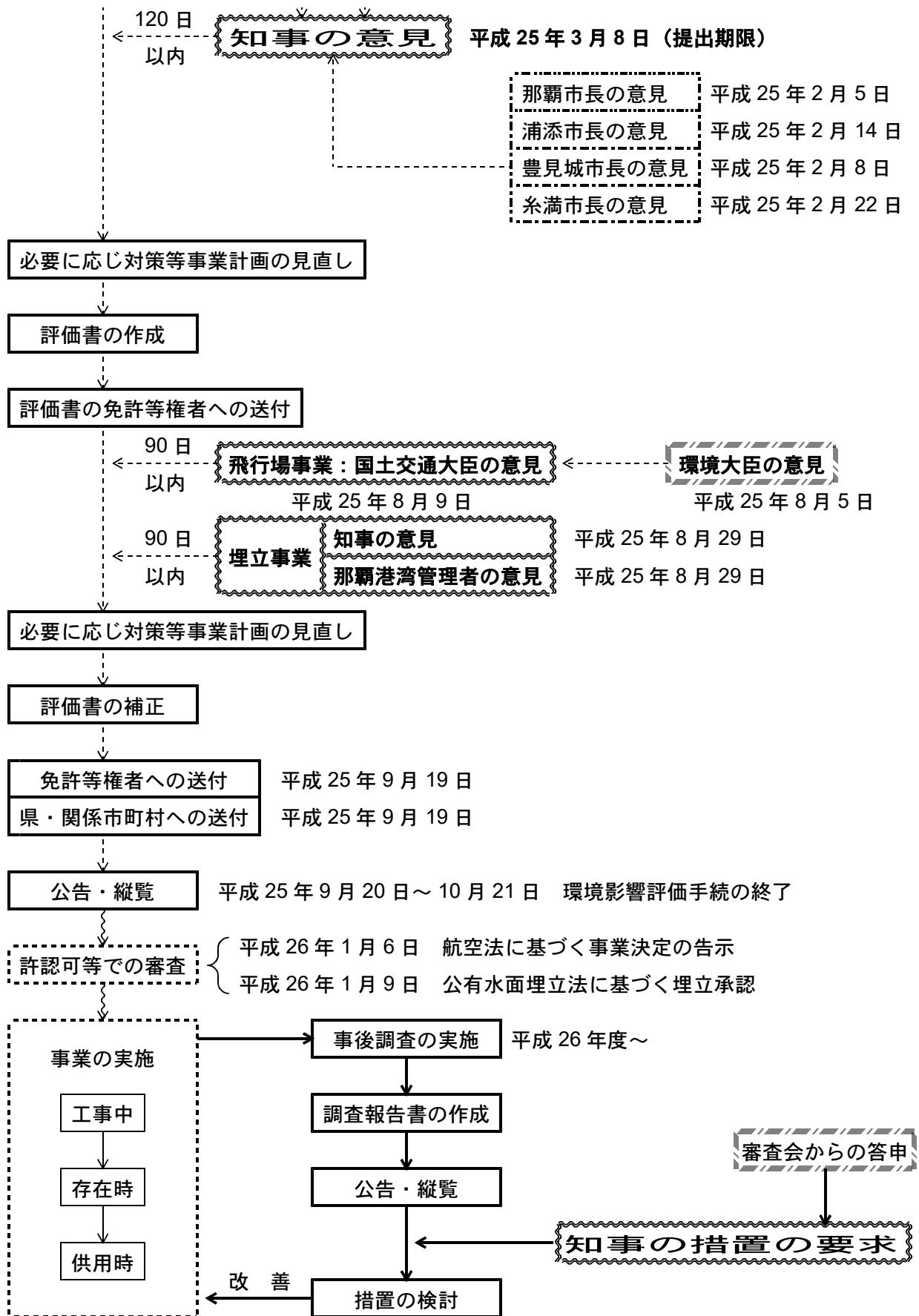
平成30年 11月27日 平成29年度事後調査報告書の県への送付
12月27日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問
令和2年 1月7日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申
令和2年 1月10日 環境保全措置要求の提出

(5年目)

令和元年 12月16日 平成30年度事後調査報告書の県への送付
令和2年 2月28日 沖縄県環境影響評価審査会への諮問
月 日 沖縄県環境影響評価審査会からの答申
月 日 環境保全措置要求の提出

那覇空港滑走路増設事業の環境アセスメントに関する流れ





県道平和の道線（仮称）整備事業の概要

1 事業名 県道平和の道線（仮称）整備事業

2 事業者 沖縄県（南部土木事務所）

3 事業区間 糸満市真栄里～糸満市山城

4 事業目的

糸満市南部海岸一帯は、沖縄戦終焉の地であり、全国で唯一戦跡国定公園に指定されている。公園区域内には、県営平和祈念公園をはじめ、多数の戦跡、史跡があり、毎年県内外から多くの観光客、慰霊団、修学旅行生らが訪れるが、これらの拠点を結ぶアクセス道路が不備なため、観光バスやレンタカー等による移動の利便性が確保されず、早急な道路の整備が望まれている。

当該事業は、糸満市南部海岸域に点在する戦跡、史跡、平和創造の森公園等を道路で有機的に結び、同地域の観光拠点の形成と本島南部の地域振興の支援を目的に整備を図ろうとするものである。

5 事業概要

(1) 事業種類 道路の新設及び改築の事業

(2) 事業延長 7.8km（方法書段階7.6km、準備書段階7.4km、工事着手時7.8km）

注1）当該事業は、特別配慮地域に係る事業である。

注2）沖縄県環境影響評価条例の対象規模

一般地域 10km以上

特別配慮地域 5 km以上

(3) 計画交通量 2,193台/日

(4) 施工期間 約5年（平成28年度～令和2年度）

※諸般の事情により4年次（令和2年度）以降の施工時期は未定

6 事業計画の検討経緯

○地元からの要請等の経緯

平成9年度 糸満市より県知事あて県道整備の要請

平成12年度 沖縄県市議会議長会より県議会へ「平和の道」の早期実現に関する陳情

平成13～15年度 市町村行政連絡会議にて早期実現に関する要望

平成15年度 道路概略設計を実施

7 手続状況

(1) 環境影響評価手続の経緯

ア 方法書の手続

平成17年8月17日 環境影響評価方法書の県への送付

8月19日 方法書の公告・縦覧（～9月20日）

9月16日 沖縄県環境影響評価審査会へ諮問

10月6日	住民意見の概要及び事業者見解の県への送付
11月28日	沖縄県環境影響評価審査会からの答申
12月5日	方法書に対する知事意見の提出

イ 準備書の手続

平成20年4月14日	環境影響評価準備書の県への送付
4月15日	準備書の公告・縦覧（～5月21日）
4月23日	第1回住民説明会開催（喜屋武公民館）
5月9日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
5月14日	第2回住民説明会開催（名城公民館）
7月14日	住民意見の概要及び事業者見解の県への送付
10月28日	沖縄県環境影響評価審査会からの答申
11月7日	準備書に対する知事意見の提出

ウ 評価書の手続

平成23年1月26日	環境影響評価書の県への送付
2月1日	沖縄県環境影響評価審査会へ諮問
2月28日	沖縄県環境影響評価審査会からの答申
3月10日	評価書に対する知事意見の提出

エ 補正評価書の手続

平成23年6月30日	補正評価書の県への送付
7月1日	補正評価書の公告・縦覧（～7月30日）

オ 事後調査報告書の手続

平成28年10月18日	工事着手届出書の提出
平成28年11月1日	工事着手
平成30年3月16日	平成28年度事後調査報告書の県への送付
平成30年6月19日	事後調査報告書の公告・縦覧（～7月18日）
平成30年12月26日	環境の保全についての措置の要求
令和2年1月10日	平成29年度事後調査報告書の県への送付
2月18日	事後調査報告書の公告・縦覧（～3月18日）
月 日	環境の保全についての措置の要求

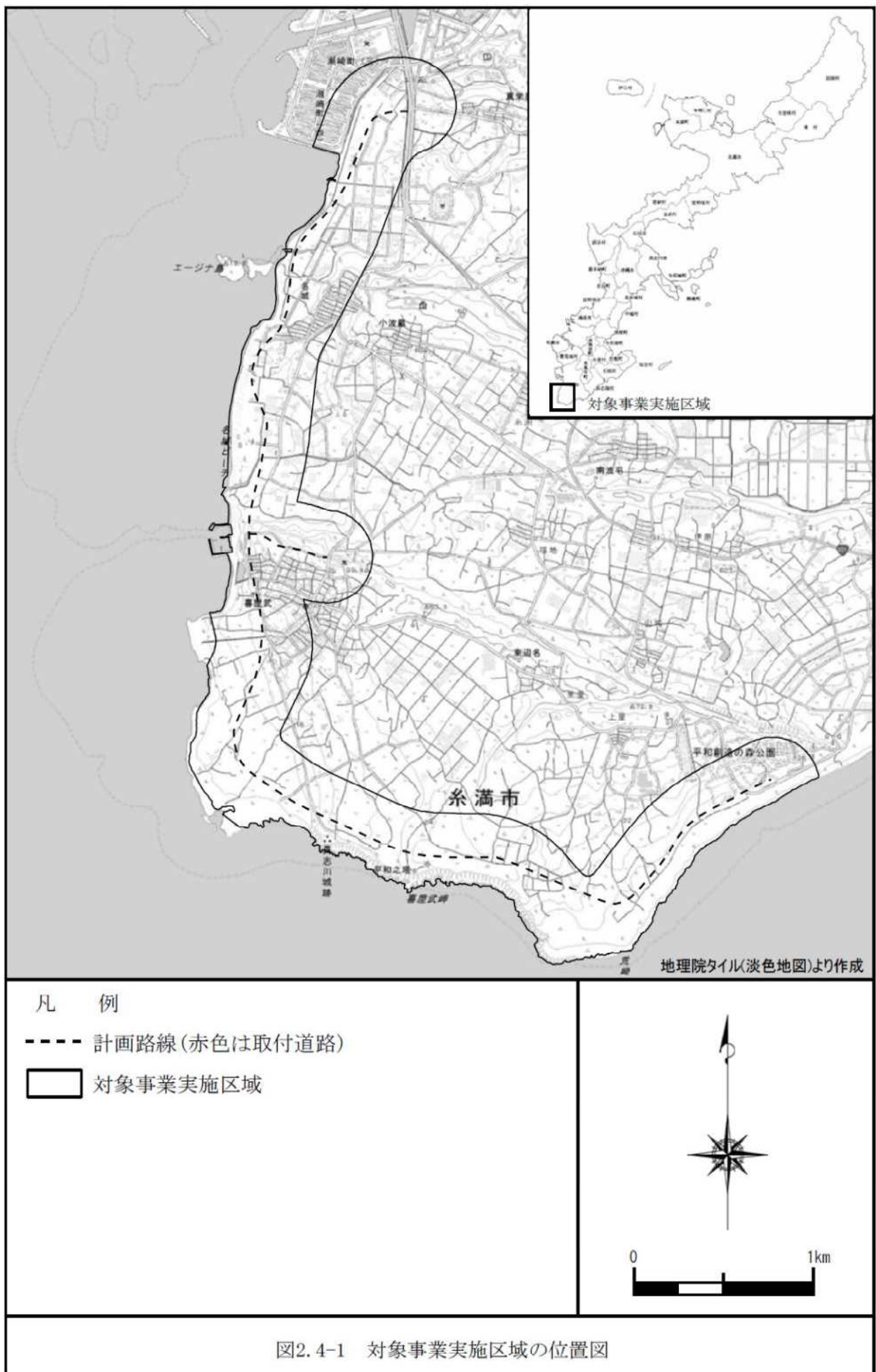


図2.4-1 対象事業実施区域の位置図

